

平成28年度



社会福祉法人南房総市社会福祉協議会

---

# 事業計画書



南房総市社協マスコットキャラクター

みなみん

## 平成28年度社会福祉法人南房総市社会福祉協議会事業計画

### 1 事業方針

南房総市では高齢化率が更に高まり、家族形態の変容により社会的孤立、認知症高齢者や生活困窮者等多様な生活課題が潜在しており、福祉環境は年々厳しい現状にあります。

そのような中、昨年度から県社協の受託事業として取り組んでいる日常生活自立支援事業や市からの受託事業である生活困窮者自立支援事業を実施するなかで、これまで潜在的となっていた社会的孤立や、生活困難な事例としての支援を必要とする方々のニーズが見えてきました。

そこで本年度は、これまで進めてきた地域支援と合わせ、これら個別の生活支援を更に推進し、生活困窮自立支援については新たに家計相談事業にも取り組み支援の充実を図ります。

また、介護保険制度の改正に伴い、要支援者を地域で包括的に支える住民主体の支え合いの体制づくりを目指す介護予防・日常生活支援総合事業の一環として、生活支援・介護予防の基盤整備を市と協力して推進していきます。

そして誰もが生きがいや役割を持ち、また地域の生活支援や介護予防の担い手となって社会参加し、住民同士による助け合いの仕組み作りを更に進めると共に、関係諸機関が連携・協働し課題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりの強化を目指します。

### 2 重点施策

#### (1) 地域福祉の推進

地域にある様々な課題を取り上げ協議し解決を図るため、地域のあらゆる人々が福祉の担い手となり、それぞれの地域の特性を活かした住民相互による支え合いを支援する「協議体」を設置し支援します。そして生活支援コーディネーターを配置し、地域の福祉ニーズを把握、協議体と協力し資源開発やネットワークづくりを進めます。

弁護士・司法書士による「無料法律相談所」は生活上の問題や住民間のトラブルなどの解消を図り、住民が安定した生活が送れるよう実施します。

広報紙の発行や社協ホームページ等により、リアルタイムでの情報提供を行い、住民の方々が福祉サービスをより有効に利用できるよう努めます。

#### (2) 高齢者等の日常生活の支援

住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、高齢者や障がい者の医療機関への通院や買い物等の支援をする「交通空白地有償運送サービス」や「福祉車両貸付事業」においては、より安全な運営に努めていきます。

「介護保険制度の改正」に伴い軽度の要支援者は、介護保険サービスを利用出来なくなる可能性が生じて来ました。そこで新たな取り組みとして、地域のボランティアに協力をいただき、高齢者や障がい者の方々に向け生活上の軽易な家事援助を中心とした有料の生活援助サービスを実施していきます。

生活困窮者自立支援事業では、生計困難者の自立に向け、関係機関と連絡調整を図り、継続的な相談支援や必要な制度・サービスにつなぎ援助を行うとともに、新たに家計相談事業にも取り組んでいきます。

あわせて昨年度より開始した判断能力の不十分な方が適切に福祉サービスを受けることで、自立した生活が送れるよう支援する「日常生活自立支援事業」では、利用者の個別ニーズを的確に受け止め支援を行うとともに、生活支援員の増員や研修などに積極的に取り組み、利用者の生活支援に努めます。

さらに「介護者のつどい」や「紙おむつ給付事業」は在宅で介護されている家族への精神的ケアや経済的支援を行うことで、高齢者や障害をお持ちの方が安心していつまでも在宅生活を続けられるよう支援します。

### **(3) 在宅生活を支援する資金の貸付**

生活困窮者自立支援や日常生活自立支援を実施する中で、福祉資金の貸付は支援をつなぐための重要なサービスとなります。生計が困難な高齢者世帯や障がい者世帯などに経済的自立と生活安定を目指すための「福祉資金貸付」や「生活福祉資金」等の貸付は、更にそのニーズが高まるものと思われ、今後も関係機関、民生児童委員との相互の連携を図り、資金貸付だけではなく他の生活支援サービスと合わせ、個別の生活支援につながるよう効果的な運営に取り組めます。

### **(4) ボランティア活動の支援**

今日の地域福祉推進においてボランティア活動は、地域を支える大きな力となっていることは今更言うまでもありません。

そこでこれからの福祉を担う子ども達への福祉教育の支援として、小・中学生を対象とした車椅子、高齢者擬似体験など「福祉体験講座」や「ボランティアスクール」を開催し、若年層のボランティア養成に努めます。また生活支援の「担い手養成研修」を開催し、地域活動を支えるボランティアを養成します。そして大災害に備え、災害ボランティアを育成し、支援体制づくりの強化に努めます。

### **(5) 共同募金運動の推進**

福祉活動の資金確保が年々厳しくなる現状の中で、共同募金は地域福祉活動を支える有用な資金となっています。そのため、共同募金運動に積極的に取り組み、赤い羽根協力店の開拓や街頭募金・募金箱コンクールの実施などとあわせ、広報啓発を広く行い運動を盛り上げます。また地域福祉活動の支援を中心に行う配分金を、地域の皆様の意見を反映できるよう配分委員会で十分に協議し適切な配分

に努めます。

## (6) 居宅介護の支援

超高齢化が進む南房総地域において、介護サービスのニーズは非常に多い状況にあります。当地域において、そのニーズは施設サービスへシフトする傾向がありますが、介護が必要となっても住み慣れた地域でいつまでも暮らしていきたい思いは変わりません。本会の介護サービスは、地域における補完的サービスとして位置づけ、今年度は他の事業者が多く実施しない「外出支援サービス」や「障がい者への居宅介護」また困難ケースへのサービスを主体に、事業体制を見直し事業を実施していきます。また居宅介護支援では、単なる介護の支援ということではなく、利用者の生活支援という観点から利用者のニーズを的確に受け止め、より一層の安心安全なサービスの提供に努めます。

## (7) 社会福祉協議会の活動基盤整備

社協事業を効果的に実施するため民間法人としての自主性・創造性を発揮し、ボランティアや福祉諸団体と連携、協働のなか活動の基盤をつくり、地域福祉の発展に努めます。また、今後はコミュニティソーシャルワーカーを生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）として各福祉サポートセンターに配置し、年々増加する生活課題に対し、柔軟に対応するよう努めます。

# 3 実施事務事業

## 1 地域福祉の推進

### (1) 地域福祉ネットワーク事業

- ① 地区社会福祉協議会の活動支援
- ② 協議体の活動支援
- ③ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置
- ④ 地域福祉活動計画の検討

### (2) 地域生活支援事業

- ⑤ 介護者のつどい
- ⑥ 敬老事業
- ⑦ 福祉団体支援
- ⑧ 福祉施設の運営（公益事業）
- ⑨ 法律相談事業

### (3) 広報啓発事業

- ⑩ 広報啓発
- ⑪ 社会福祉大会

### (4) 福祉活動支援事業

- ⑫ 福祉教育の推進



- ⑬ 子育て活動支援

## 2 高齢者等の在宅生活の支援

### (1) 在宅福祉支援事業

- ① 介護予防通所事業（お達者サロン）
- ② ふれあいランチサービス事業
- ③ 紙おむつ配布事業
- ④ 交通空白地有償運送事業
- ⑤ 有料生活援助サービス（新規）
- ⑤ 福祉車両・福祉機器貸出事業
- ⑥ 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）
- ⑦ 生活困窮者自立相談支援事業・家計相談事業
- ⑧ 応急援護資金交付事業
- ⑨ 福祉機器リサイクル事業



## 3 在宅生活を支援する資金の貸付

### (1) 資金貸付事業

- ① 福祉資金貸付事業
- ② 生活福祉資金・老障資金貸付事業

## 4 ボランティア活動の支援

### (1) ボランティア活動支援事業

- ① ボランティア連絡協議会の運営
- ② ボランティア・活動センターの整備
- ③ ボランティア養成講座
- ④ 災害救援ボランティア活動
- ⑤ ボランティア活動助成事業

## 5 共同募金運動の推進

### (1) 共同募金事業

- ① 赤い羽根共同募金
- ② 歳末たすけあい運動
- ③ 災害義援金募集



## 6 居宅介護の支援

### (1) 介護保険事業

- ① 居宅介護支援事業
- ② 訪問介護事業



(2) 障害福祉サービス事業

- ③ 障害者居宅介護事業

(3) その他の介護事業

- ④ 在宅生活支援事業
- ⑤ 高齢者外出支援事業

## 7 社会福祉協議会の活動基盤整備

(1) 社協活動活性化事業

- ① 事務局体制の充実
- ② 会員募集
- ③ 役職員研修
- ④ 財産・人事管理
- ⑤ 福祉基金の造成
- ⑥ 福祉サービス苦情解決と情報の公開



## 4 主な事業の説明

### (1) 地域福祉の推進

実施事項	目的及び概要	主な事業等
1. 地区社会福祉協議会の活動支援	市内16地区に設置された地区社協が、交流会や会食会を通し、たすけあい、支え合いの精神のもと地区協議体と連携を図り、支援活動を実施する。地区社会福祉協議会連絡会においては地区社協相互の連絡調整や、地区社協の活動方針の検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区社会福祉協議会への活動支援</li><li>・地区社会福祉協議会連絡会の支援</li></ul>
2. 協議体の活動支援	新たな地域支援業に向け地域の福祉ニーズを地域で解決できるよう、福祉関係者や福祉分野以外の方々との協働により地域のあり方を協議しニーズ解決に向けた自主的組織づくりを目指す。	<ul style="list-style-type: none"><li>・7地区に協議体・生活支援コーディネーターを配置し活動を支援</li></ul>
3. 生活支援コーディネーターの配置	地域の福祉ニーズを把握、協議体と協力し資源開発やネットワークづくりを進め、生活支援・介護予防の基盤整備に向けたコーディネートを行う。	<ul style="list-style-type: none"><li>・協議体の支援</li><li>・福祉ニーズの把握</li><li>・地域資源開発と生活支援、介護予防基盤整備に向けたコーディネート</li></ul>
4. 地域福祉活動計画の検討	社会福祉協議会の活動指針ともなる市の地域福祉計画と調整のうえ地域福祉活動計画を検討する。計画的、効率的事業運営を図る。	<ul style="list-style-type: none"><li>・福祉ニーズ調査</li></ul>

5. 介護者のつどい	在宅で介護をしている方、また関心のある方を対象に相互の交流を通じて心のリフレッシュを図り、在宅での介護ストレスの軽減を図る。	・介護者のつどい〔6月、11月〕
6. 敬老事業	敬老関係の諸事業を実施し、高齢者に敬意と祝意を表し、長寿と生きがいの増進を図る。	・高齢者肖像画の贈呈〔9月〕 ・結婚50周年祝賀事業〔10月〕 ・市との連携 ※敬老会は休止
7. 福祉関係団体支援	当事者団体や制度ボランティア団体の事務局として活動援助を行う。楽しみや生きがいが見出せるようサポートし、自主運営できるように支援する。	・老人クラブ、心身障害者（児）福祉会、ひとり親福祉会、遺族会の事務局 ・民生児童委員協議会の事務局
8. 福祉施設の運営 (公益事業)	市内の社会福祉施設（浴場等）の指定管理委託並びに管理委託を受け、施設の有効活用・利用促進と適正管理を行い住民福祉の向上を図る。	(市からの指定管理受託) ・ちくら介護予防センターゆらり (市から管理受託) ・和田地域福祉センターやすらぎ
9. 法律相談事業〈別表1〉	法律に関する専門的な相談を弁護士や司法書士が無料で受付け、生活上の問題や住民間のトラブルなどの解決に向け、住民が安定した生活が送れるよう支援する。	・相談所の開設 〔弁護士と司法書士が交代で毎月1回地区を巡回、電話にて予約受付〕 ・関係機関及び他の相談事業との連絡調整
10. 広報啓発	社協を紹介するホームページの運営やパンフレット・広報紙の発行・マスコットキャラクターを効果的に活用し、福祉に関する広報啓発を行う。更に、地域福祉活動を積極的に展開できるようにツイッターなどを利用し福祉情報やボランティア情報の提供に努める。	・ホームページの運営 ・ツイッター・フェイスブックによる情報の提供 ・広報紙「てんだあ」発行 〔7月・10月・1月・3月〕
11. 社会福祉大会	地域の方々が自立し安心した生活がおかれるよう、地域福祉を理解してもらい市民参加のまちづくりを推進すると共に、福祉に功績のあった方々に感謝の意を表する機会とする。	・福祉功労者の表彰〔2月〕 ・大会宣言 ・記念講演 ・福祉作文の発表
12. 福祉教育の推進	福祉教育に関する支援を行うため小・中学校へ教育助成金を交付する。また学校と連携し福祉体験講座の開催や福祉作文を募集することで子供たちに思いやりの心を育んでもらうと共に福祉への理解を深めてもらう。	・福祉体験講座の受入れ 〔高齢者疑似体験・手話・車いす操作〕 ・福祉資材の貸出し ・福祉作文の募集 ・ボランティアスクール
13. 子育て活動支援	少子高齢化へ対策の一環として、子育て環境の充実を支援する。	・(受託) 学童保育指導職員の派遣

## (2) 高齢者等の日常生活の支援

実施事項	目的及び概要	主な事業等
1. 介護予防通所事業 (お達者サロン)〈別表2〉	生活機能の低下があるため要支援・要介護になるおそれがあると考えられる高齢者及び要支援の方を対象に、身近な地域において外出の機会といきいきとした生活を送るための活動を提供し、地域のボランティアの協力をいただき介護予防の促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防通所事業「お達者サロン」の運営</li> <li>・サービスに関する広報啓発</li> </ul>
2. ふれあいランチサービス事業	毎月1回ボランティアによりお弁当(無料)を宅配し、単身高齢者と地域の方々のふれあいをはかり、健康・安否確認を行うとともに、緊急時に地域で助け合いができるような支援体制づくりに努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあいランチサービス 〔無料で毎月1回、7地区単位で実施〕</li> </ul>
3. 紙おむつ配布事業	一日中ベット上で過ごされ介護の必要な要介護3・4・5の方、重度心身障害者、精神障害保険福祉手帳及び療育手帳をお持ちの方、又は非課税世帯で65歳以上の要介護4・5に該当する方を対象に年4回紙おむつを無料配布し、在宅介護を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙おむつ配布事業</li> <li>・(受託) 高齢者介護用品支給事業</li> <li>・配布月〔6月・9月・12月・3月〕</li> </ul>
4. 交通空白地有償運送事業	運転ボランティアが、高齢者や障害者等の移動困難者に対し、通院や買い物等の外出を低額で提供し、社会参加と日常生活の支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア移送サービス事業</li> <li>・(受託) 高齢者等外出支援事業</li> <li>・運転協力者登録講習会〔4月・2月〕</li> <li>・運転者協力者フォローアップ講習会 〔11月・1月〕</li> </ul>
5. 有料生活援助サービス (新規)	協力会員が、65歳以上の高齢者及び高齢者世帯、障がい者の、簡単な家事援助を中心とした有料の家事援助サービスを提供する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みなみんおたすけ隊(仮称)</li> <li>・担い手養成研修</li> </ul>
6. 福祉車両・福祉機器貸出事業	車椅子仕様車両や、車椅子・ベットなどの介護機器を無料で貸出し在宅介護を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉車両の無料貸出</li> <li>・福祉機器の無料貸出</li> </ul>
7. 日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用援助事業)	高齢者や障害のある方がその人らしく地域で生活を維持できるよう福祉サービスの利用援助、財産の管理・保全、公共料金の支払い等を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問調査</li> <li>・支援計画の作成、契約</li> <li>・生活支援員の登録・支援</li> <li>・利用者の受付と仲介</li> <li>・生活保護世帯への利用料援助</li> </ul>
8. 生活困窮者自立相談支援事業・家計相談事業	生計困難者の抱えている課題を分析し、そのニーズを把握。そして、個々のニーズに応じた自立支援計画を作成し、関係機関と連携調整を図りながら、就労等各種支援を継続的に行い、自立を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>(受託) 生活困窮者自立相談支援事業</li> <li>・ニーズの把握</li> <li>・家庭訪問</li> <li>・対象に対する伴走型の支援の実施</li> <li>・関係機関等への働きかけ、調整活動</li> <li>・家計相談支援事業</li> </ul>



9. 応急援護資金交付事業	火災、風水害等の被災者に見舞金を交付し、被災者の支援を行う。 (全焼・全壊 100,000 円 半焼・半壊 50,000 円 床上浸水 5,000 円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況の調査</li> <li>災害見舞金の交付</li> <li>市との連携</li> </ul>
10. 福祉機器リサイクル事業	不要な福祉機器をリサイクルし必要な方に寄贈し、資源の有効活用を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉機器のリサイクル</li> </ul>

### (3)在宅生活を支援する資金の貸付

実施事項	目的及び概要	主な事業等
1. 福祉資金貸付事業	生活保護支給世帯又は保護の申請をした世帯に一時的に生活費を貸し付け、民生児童委員と連携し自立更正並びに生活支援を行う。(1件5万円迄)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市社協福祉資金の貸付事業</li> <li>償還等についての適正な管理</li> <li>市社会福祉課との連携</li> </ul>
2. 生活福祉資金・老障資金貸付事業	高齢者、障害者及びその家族に県社協の福祉資金を貸付けることにより世帯の生活安定を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>県生活福祉資金の紹介と受付</li> <li>高齢者及び重度障害者居室等増・改築改造資金(老障資金)の紹介と受付</li> <li>償還等についての適正な管理</li> </ul>

### (4)ボランティア活動の支援

実施事項	目的及び概要	主な事業等
1. ボランティア連絡協議会の支援	市内のボランティア団体が、相互交流、親ばく並びにボランティア活動を通じて社会福祉の向上の充実を図るとともにボランティア活動の活性化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア連絡会の運営支援</li> <li>福祉イベントの協力</li> <li>ボランティアまつりの開催</li> </ul>
2. ボランティア・市民活動センターの運営	ボランティアや市民の福祉活動の拠点にコーディネーターを配置し、ボランティア希望者とのコーディネートを実施。多様化するボランティア活動がスムーズに行われるよう環境を整える。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアの相談や登録及び斡旋、募集及び養成</li> <li>ボランティア保険の加入</li> <li>ボランティア助成金の交付</li> <li>ボランティア活動資材の整備と貸出</li> <li>ボランティア相互の連絡調整</li> <li>ボランティア情報の収集と提供</li> </ul>
3. ボランティア養成講座	ボランティア活動に関心を持つ方に、活動に関する知識を身につけていただくため各種講座を実施する。又、ボランティア活動に関する情報提供に努めるとともに活動を通し、生きがいづくり支援につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>給食ボランティア講座〔年2回〕</li> <li>担い手養成講座〔7月〕</li> <li>災害ボランティア講座〔7月〕</li> <li>ボランティアスクール〔8月〕</li> <li>関係機関との連携</li> </ul>
4. 災害救援ボランティア活動	災害救援ボランティア活動の情報収集に努め、各関係機関と連携し、災害時の救援体制の整備を進める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に即応できる体制の整備</li> <li>関係機関との連携</li> </ul>

5. ボランティア活動助成事業	ボランティアセンターに登録されている団体の運営に関する経費を助成する。	・ボランティア団体活動費の助成
-----------------	-------------------------------------	-----------------

### (5) 共同募金運動の推進

実施事項	目的及び概要	主な事業等
1. 赤い羽根共同募金	10月1日から12月31日まで全国一斉に行われる赤い羽根共同募金運動を展開し、地域福祉活動費の確保に努める。	・募金活動の推進（赤い羽根） ・小学生を対象に募金箱コンクールを実施
2. 歳末たすけあい運動	12月1日から31日まで行われる運動で寄せられた募金を市内の要支援者に配分し「あったかいお正月」を迎えられるよう支援する。	・募金運動の推進（歳末たすけあい） ・配分委員会の開催 ・要支援者の調査 ・街頭募金の実施
3. 災害義援金募集	広域的災害に対し義援金を受付け、被災地の災害復旧や被災者の支援を行う。	・災害義援金募集の広報と受付

### (6) 居宅介護の支援

実施事項	目的及び概要	主な事業等
1. 居宅介護支援事業	介護保険法に基づき、要介護・要支援認定者のケアプラン作成や、介護保険施設・医療機関との連絡調整、また介護に関する相談を受付け、在宅介護を支援する。	・南房総市社協ケアプランセンターの運営 ・指定居宅介護予防支援（ケアプランの作成） ・介護に関する相談及び調整
2. 訪問介護事業	介護保険法に基づき、要介護者・要支援者にホームヘルパーによる訪問介護を提供し、在宅介護者やその家族の生活を支援する。	・南房総市社協ホームヘルプサービスの運営
3. 障害者居宅介護事業	障害者総合支援法に基づき、障害者が居宅において、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、ホームヘルパーが介護や生活全般の援助を行う。	・南房総市社協ホームヘルプサービスの運営
4. 高齢者外出支援事業	在宅の介護保険対象者や高齢者等で移動困難な方をホームヘルパーが通院や買い物等の外出支援を行い、社会参加と日常生活を支援する。	・（受託）高齢者等外出支援事業

### (7) 社会福祉協議会の活動基盤整備

実施事項	目的及び概要	主な事業等
1. 事務局体制の充実	社会福祉協議会を発展、強化するため地域事業については支所機能を充実すると共に福祉サポートセンターにて住民の要望に的確に対応する。	・支所機能の充実 ・コミュニティソーシャルワーカーを生活支援コーディネーターとして配置、相談体制の強化 ・福祉サポートセンターの在り方を検討

2. 会員募集	社協会員の加入促進を図り、自主財源を確保し、地域に即した独自の福祉事業の振興を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員募集活動の推進</li> </ul>
3. 役職員研修	自主的研修や、県、地域主催の研修会に積極的に参加し、役職員の資質向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業別研修会開催</li> <li>・各種研修への参加</li> </ul>
4. 財産・人事管理	迅速で適正な財務会計・税務処理また人事管理を行い、活動財源の有効運用や節減を進める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務研修等への参加</li> <li>・適正な人事管理体制の整備</li> </ul>
5. 福祉基金の造成	社協に寄せられた寄附を積立て、その果実により社協活動の財源確保を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉振興基金の運用</li> <li>・ボランティア基金の運用</li> <li>・災害対策基金の運用</li> </ul>
6. 福祉サービス苦情解決と情報の公開	社協事業や福祉サービスにおける苦情解決の仕組みを整備するとともに、情報の公開を行い、利用者の権利を擁護し、福祉サービスの適切な利用を支援するとともに、本会における福祉サービス等の適正と信頼を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・責任者、担当者及び第三者委員の配置</li> <li>・苦情への迅速な対応</li> <li>・介護サービス情報調査への協力</li> </ul>

○法律相談開設予定日 (別表1)

開設日	開設場所	担当	開設時間
平成28年 4月28日(木)	ちくら介護予防センターゆらり	弁護士	午後1時 ～ 午後4時
5月26日(木)	和田地域福祉センターやすらぎ	司法書士	
6月23日(木)	とみうら元気倶楽部	弁護士	
7月28日(木)	丸山公民館	司法書士	
8月25日(木)	富山公民館	弁護士	
9月29日(木)	白浜コミュニティーセンター	司法書士	
10月27日(木)	三芳保健福祉センター	弁護士	
11月24日(木)	白浜コミュニティーセンター	弁護士	
12月22日(木)	富山公民館	司法書士	
平成29年 1月26日(木)	丸山公民館	弁護士	
2月23日(木)	とみうら元気倶楽部	司法書士	
3月23日(木)	和田地域福祉センターやすらぎ	弁護士	

- ・相談は無料、1人30分間、1回の定員は6名まで。
- ・相談希望者は、事前に電話予約にて受け付ける。



○介護予防通所事業「お達者サロン」実施予定 (別表2)

地域 曜日	内 房 地 区	外 房 地 区
月	富山 富山公民館	和田 和田地域福祉センターやすらぎ
火	富山 富山公民館	白浜 白浜コミュニティーセンター
水	富浦 とみうら元気倶楽部	丸山 丸山公民館
木	三芳 三芳保健福祉センター	和田 和田地域福祉センターやすらぎ
金	富山 富山コミュニティーセンター	千倉 ちくら介護予防センターゆらり

- ・時間は午前9時から正午まで。
- ・料金は1回利用 300円。
- ・開設場所は、利用者のニーズに合わせ変更する場合があります。

